

新規登録時の 「概要書面No.」入力について

ブランドパートナーの皆さまのコンプライアンスを重視したビジネス活動により、ライフウェーブは健全な成長を続けています。一方で、特定商取引法における勧誘方法(リクルート)、特に「概要書面の交付」が、コンプライアンスを遵守するうえで大変重要な課題となっています。この制度は、皆さまの適切なリクルート活動をサポートし、新しく登録される方が安心してブランドパートナーとしての登録手続きを進められるようするためのものです。

「概要書面No.」が必要な理由は?

「概要書面」を新規の方にご登録前に交付し、内容を説明することは法律で義務付けられています。これは、新規の方にライフウェーブのビジネスについて十分理解していただいた上でご登録いただくためです。また、皆さまが法律に則った適切なビジネス活動を行っていただくためにも非常に重要です。このため、ライフウェーブでは新規登録時に書面ならびにオンラインでご登録する際、契約前にスポンサーから受け取った「概要書面」に記載されている「概要書面No.」の記入 / 入力を必須としています。これは、概要書面を確実に受け取り、内容を理解したことの確認になります。

「概要書面No.」とは？

「概要書面」の表紙に記載されているシリアル番号です。(右図赤枠をご参照ください)

- ・アルファベット1文字と数字5桁の組み合わせ。
 - ・全ての「概要書面」にはそれぞれ異なるシリアル番号があり、同一のものはありません。



概要書面

「概要書面No.」記入 / 入力方法について

LifeWave ブランドパートナー登録申請書の場合

画面内「概要画面No.」欄をご記入ください。

オンライン登録の場合

「個人情報」画面内、「概要画面No.」欄にご入力ください。

個人情報

名（ローマ字）例. Hanako ※本名を記載＊

姓（ローマ字）例. Yamada ※本名を記載＊

会社（文字の指定は特にありません）

概要書面No.＊

「概要書面No.」記入 / 入力しなかった場合

LifeWaveブランドパートナー登録申請書の場合

使用可能な「概要書面No.」の確認が取れるまで、登録完了になりません。

オンライン登録の場合

使用可能な「概要書面No.」を入力しない限り、
次に進むことができません。

よくあるご質問

■ オンライン登録を中断した場合

1時間程度お待ちください。「概要書面No.」を入力した時点で、他の方が同じ「概要書面No.」で登録できないように、約1時間ほど入力の防止機能が働きます。この機能が解除されてから、オンライン登録を再開してください。

■ 「その概要書面No.は既に登録されています。」と表示された場合

「概要書面No.」を再度入力した際、「既に使用されています」と表示された場合は、他の方が同じ番号で登録完了している可能性があります。その場合はスポンサーから新しい「ご紹介キット」を受け取り、新しい「概要書面No.」でご登録してください。

※既に登録済みの「概要書面No.」でLifeWave ブランドパートナー登録申請書をFAXいただいても登録はできません。

- ・概要書面は交付が法律で義務付けられています。
- ・「概要書面No.」は固有の番号を付与しており、共有はできません。
- ・スポンサーは必ず概要書面No.を使用していない「ご紹介キット」を登録希望者に渡して内容をご説明ください。
- ・オンライン登録の際、不具合が発生した場合以外は、中断せずに登録を完了させてください。

正しい知識を身につけて、リクルート活動を行いましょう!

「方針と手続き」を動画視聴でわかりやすく解説!

動画視聴は

バックオフィス>リソース>Account Management>Member Success Training から



QRからのご視聴は
こちらから →



目次

- ライフウェーブとの関係
- ライフウェーブのビジネスモデル
- 無許可の販売プラットフォーム
- 会員が作成したウェブサイト
- 広告
- 重複アカウント
- コミッションプランの操作
- ライフウェーブの商標と固有名称
- 収入とオボチュニティに関する表現
- 製品に関する表現